

2016/8/25

『'16～'17年版 合格ターゲット 1級FP技能士 特訓テキスト・学科』正誤表

該当箇所	誤	正
15 ページ 表中	審査請求は、認定の結果を知った日の翌日から <u>60 日</u> 以内に行わなければならない。	審査請求は、認定の結果を知った日の翌日から <u>3カ月</u> 以内に行わなければならない。
55 ページ下段 文中	事業経営の著しい悪化などにより、掛金の納付の継続が困難であると認められた場合、 <u>1,000 円まで減額できる。</u>	なお、掛金月額は、平成 28 年 4 月 1 日より「事業経営の著しい悪化」などの理由を問わず減額することが可能となった。
247 ページ 〈計算例〉表中	②法人税額の算出 $800 \text{ 万円} \pm 15\% + (3,500 \text{ 万円} - 800 \text{ 万円}) \times 23.4\% = 751 \text{ 万 } 8,000 \text{ 円}$	②法人税額の算出 $800 \text{ 万円} \times 15\% + (3,500 \text{ 万円} - 800 \text{ 万円}) \times 23.4\% = 751 \text{ 万 } 8,000 \text{ 円}$
282 ページ中段 表中	経常安全率	経営安全率
423 ページ下段 文中	「更生の請求」	「更正の請求」

以上